

# 栗山町景観計画



平成25年7月

北海道 栗山町

## ふるさと栗山の景観への思い

私たちの住む栗山町は、国蝶オオムラサキが舞う御大師山をはじめ、多様な水生生物の生息する夕張川などの優れた自然に恵まれ、なだらかに連なる丘陵やのどかに広がる田園風景が、四季折々に多彩な表情を見せる農村景観の豊かな町です。

この豊かな景観は、地域の歴史や文化、気候風土を反映した人々の暮らしや産業の営みが自然や風景と重なり合って培われるもので、栗山町に暮らす人々の意思や価値観が栗山らしい形となって現れてくるものです。

良好な景観は、地域に暮らす人々に、潤いや豊かさをもたらすとともに、まちや暮らしに対する愛着と誇りを育み、この地域に住み続けたいと思う心や、後世に良好な景観を残していこうとする活動の源となります。また、訪れる人々の心を魅了し、もう一度訪れたいと感じさせる魅力となるほか、観光資源や地場産品の付加価値を高めるなど、栗山町全体のブランド力を高める効果を有しています。

このように、良好な生活環境の形成や交流人口の拡大、観光、産業の活性化に大きな役割を担う景観づくりの取り組みは、「まちづくり」そのものであるとも言えます。

「栗山町景観計画」は、景観に配慮したまちづくりを進める指針としてここに策定しました。

先人達が創り上げてきた「ふるさと栗山」の景観を、栗山町を愛するすべての人々にとってかけがえのない共有財産であるものと認識し、町民、事業者、行政が一体となって、“まもり”、“ととのえ”、“つくり”、“はぐくむ”ことを実践しながら、より一層美しく調和のとれたものに育て、次世代に引き継ぎ、子供たちや、未来を生きる世代が誇りを持ち、いつまでも住み続けたいと思える景観づくり、まちづくりを目指していきます。

平成25年7月

# 目 次

## 序 章 景観計画の目的・区域

1 景観計画の背景と目的	1
2 景観計画の区域 ー法第8条第2項第1号関係ー	4

## 第1章 栗山町の景観資源の特性と課題

1 栗山町の景観資源	5
2 栗山町の景観特性と課題	9

## 第2章 栗山町景観づくり形成に関する方針 ー法第8条第3項関係ー

1 基本的な考え方	11
2 景観形成の基本方針・施策の基本方向	13
3 重点区域の景観形成方針	22

## 第3章 良好な景観形成のための必要な事項

1 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項 ー法第8条第2項第2号関係ー	23
2 景観重要建造物・樹木の指定に関する事項 ー法第8条第2項第3号関係ー	26
3 屋外広告物の表示および屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項	26
4 公共施設の景観形成に関する事項	27
5 景観農業振興地域整備計画の策定に関する方針	27
6 景観協定の活用	28

## 参考資料

1 計画策定の体制と経緯	30
2 景観法に基づく行為の届出	33

(法条文は景観法を示す)



## 序 章 景観計画の目的・区域

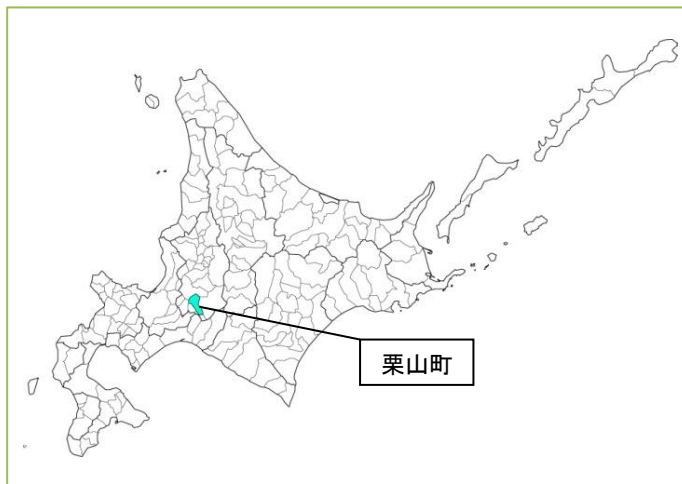
### 1 景観計画の背景と目的

#### (1) 栗山町の概要

##### 位 置

栗山町は、北海道のほぼ中央、空知管内の最南部に位置し、町域の北部はクッタリ山系で岩見沢市に、東部は夕張山系に続く穏やかな丘陵地帯となって夕張市に接し、南西を蛇行しながら流れる夕張川は、由仁町、長沼町との境界となり、やや南北に細長い町が形成されています。

夕張山系、クッタリ山系を源に石狩川水系夕張川支流の雨煙別川、阿野呂川が町の中央部を流れ、その流れに沿って耕作地が開け、市街地や集落が形成されています。



##### 気 候

日本海側気候の影響を受けることが多く、夏の平均気温は 22 度前後、冬の平均気温は-8 度と、夏は涼しく、冬は温暖で過ごしやすい温和な気候となっています。

#### (2) 栗山町のあゆみ

##### 町の発展

栗山町の開拓の歴史は明治 21 年（1888 年）、宮城県角田藩士の泉麟太郎らが鋤をおろしたことに始まり、夕張川流域の肥沃な平野部には稲作を中心とした田畑が広がっています。農業を基幹産業とし、次第に盛んになった商業や工業と共に、バランスのとれた田園都市として発展してきました。

夕張川の水利に富むことから、道内最古の蔵元「小林酒造」が明治 34 年（1901 年）に札幌から栗山町に移転操業しました。

造り酒屋では珍しい築 100 年を超える西洋建築のレンガ蔵や札幌軟石の石蔵は国の登録有形文化財にも登録され、栗山町の歴史とともに歩んできたその姿は、しっとりした落ち着きと風格が漂い、夕張川のほとりの歴史的建造物群として栗山町の顔となっています。



小林酒造

一番蔵～六番蔵、資材庫、住宅など 13 棟が国の登録有形文化財として 2006 年に登録されました。

まちなみづくり

JR 栗山駅前から国道へと繋がる道道朝日桜丘線(角田通)の改良工事に伴い、地元商店街がまちづくり協定ルールを定め、建物を歩道から自主的に後退して建築するなど、景観に配慮したまちなみづくりを行ってきました。今後は、未整備となっている駅前からアンダーパスへと繋がる新町通において、栗山町の玄関口にふさわしい景観に配慮したまちなみづくりを地域一丸となって進めていくことが求められています。

また町のシンボルロードとなっている「レンガ通り」は、町民の思いを込めた手づくりレンガによる歩道づくりとして、平成 2～3 年に整備されました。



レンガ通り

町民が思い思いに彫りあげ、焼成した手づくりレンガを敷きつめた「レンガ通り」。

人と自然の共生

自然景観をめぐる取り組みとしては、昭和 60 年に国蝶であるオオムラサキの生息が御大師山で確認され、これをきっかけに「人と自然が共生するまちづくり」の活動を展開してきました。平成元年には、御大師山一帯が環境庁の「ふるさといきものの里」に選定され、動植物の生育調査や環境づくりなど、自然との共存に向けた活動が今日まで続いています。

平成 13 年からは、桜丘地区にあるハサンベツ川流域の離農跡地で、「ハサンベツ里山づくり 20 年計画」を繰り広げています。そうした環境再生や保護活動を通して、栗山町の自然環境に対する意識の高まりや実践活動へと広まり、さらには自然景観の保全・活用へとつながっています。



ハサンベツ里山づくり 20 年計画

里山や小川の風景を町民が手づくりで再生・創出する様々な活動を進めています。

栗山町の景観に関わる主なできごと、取り組み

明治 21 年	宮城県角田藩士の泉麟太郎らが入植、栗山町の農業の基礎をつくる
34 年	道内最古の酒蔵「小林酒造」が栗山町に移転
昭和 50 年	樹齢 300 年を超える「阿野呂の一本木（ハルニレ）」が北海道記念保護樹木に指定
50 年	「不動の滝」が北海道自然景観保護地区に指定
60 年	国蝶オオムラサキの生息を御大師山で確認、これを機に「人と自然が共生するまちづくり」を展開
平成元年	御大師山一帯が環境庁（現環境省）の「ふるさといきものの里」に選定
2～3 年	住民参加による手づくりレンガを歩道に敷きつめた「レンガ通り」を整備
3 年	多様な昆虫や鳥などが棲める森「フェアブルの森」づくりに着手
4 年	「レンガ通り」が建設省（現国土交通省）の手づくり郷土賞を受賞
6 年	「栗山町商店街近代化事業」に着手
13 年	人と自然の共生を目標とした「ハサンベツ里山づくり 20 年計画」がスタート
13 年	「栗山町中心街区域街なみ環境整備事業」に着手
18 年	「小林酒造酒蔵群」が国の登録有形文化財に登録
20 年	自然と環境に配慮し景観と調和した「エコビレッジ湯地の丘」を分譲
21 年	旧雨煙別小学校が「雨煙別小学校 コカ・コーラ環境ハウス」として再生

### (3) 景観計画の目的・位置づけ

#### 目的

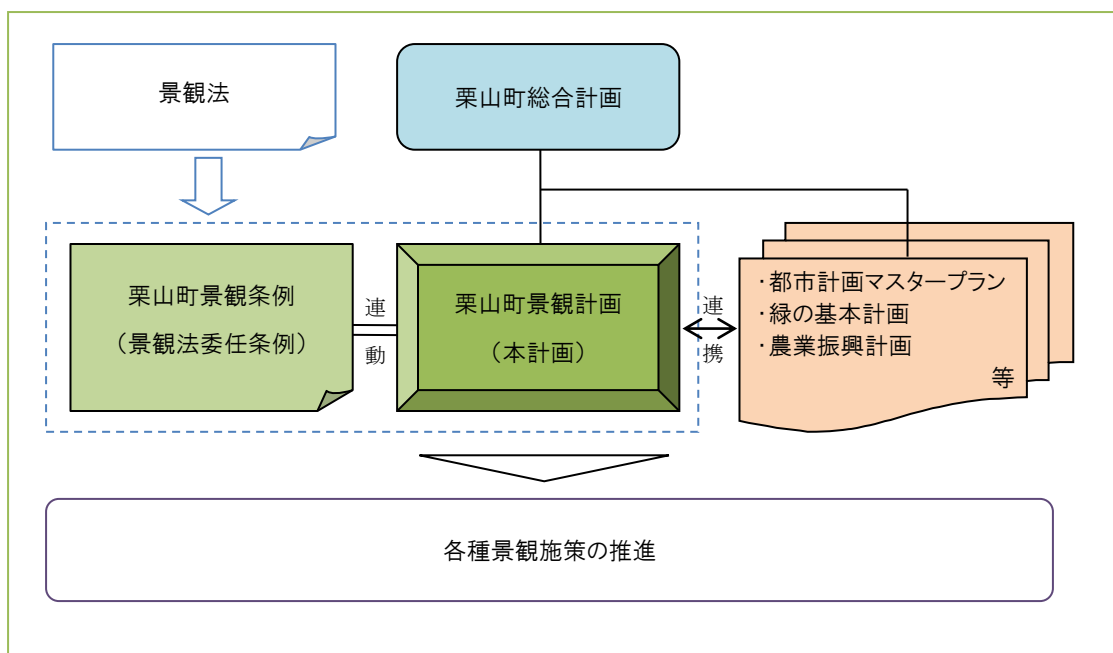
平成16年6月、国は景観に関する総合的な法律である「景観法」を制定し、地域の特性を活かした良好な景観形成を積極的に推進していく環境を整えました。これを受けて、全国の市町村においては、それぞれの地域の特徴を活かした景観行政が進められています。

こうした景観をめぐる社会情勢や町民意識の変化を受けて、景観形成の方向性を示し、町民、事業者、行政が一体となって、栗山らしい環境や景観づくりを進めるため、景観行政の指針となる「栗山町景観計画」を策定します。

#### 計画の位置づけ

本計画は、景観法（平成16年法律第110号）第8条の規定に基づく景観計画であり、総合計画における景観施策に関する個別計画として位置づけられ、都市計画マスタープランや緑の基本計画等と連携して景観施策を推進するものです。

また、「栗山町景観条例」と連動し、景観づくりに関する様々な取り組みを通じ、必要に応じて計画の内容を見直すなど、運用を図りながら常に成長・発展する計画としていきます。



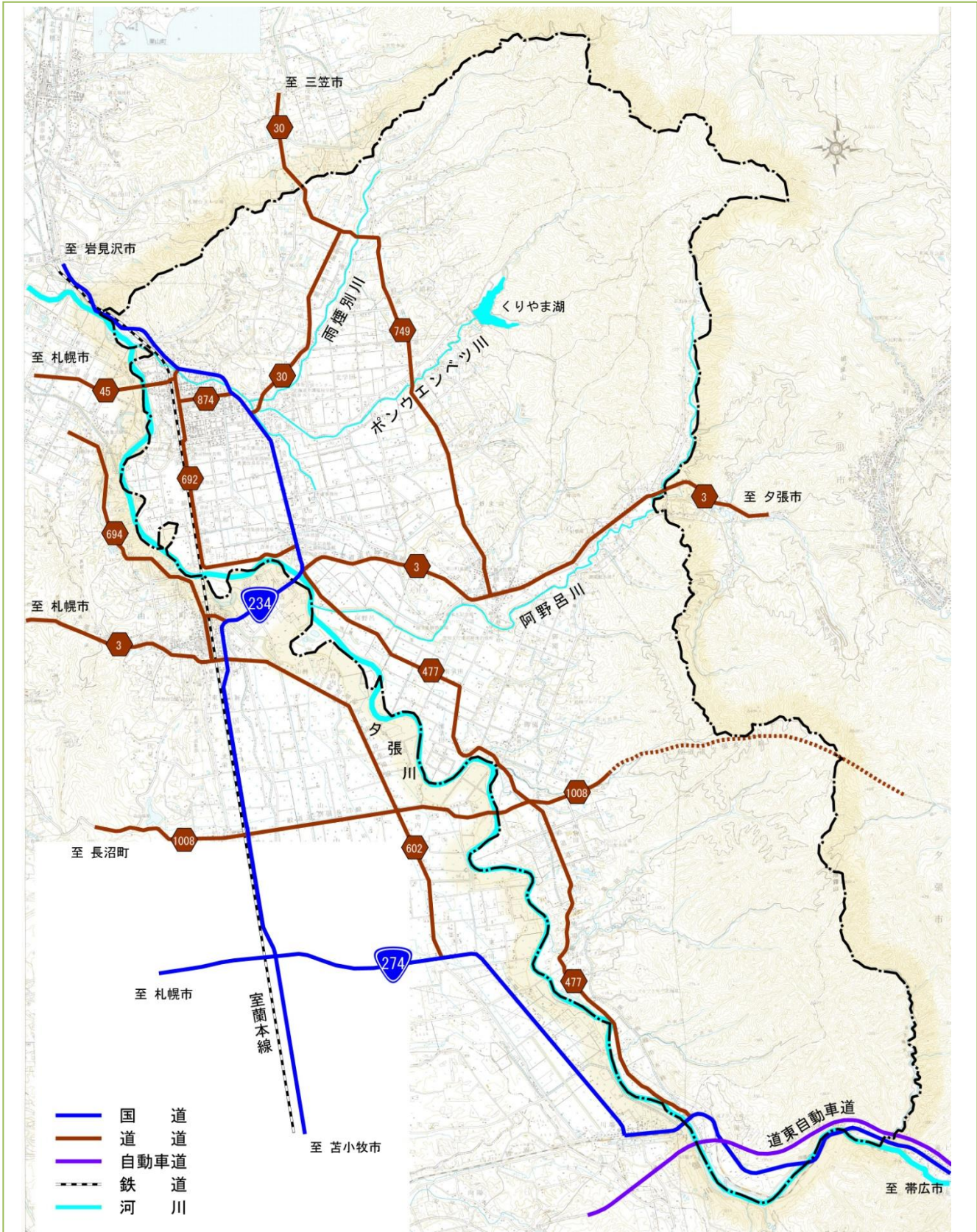
本計画の中では、景観法を「法」と省略して用います。

## 2 景観計画の区域 ～法第8条第2項第1号関係～

景観計画の区域は、栗山町全域とします。

総面積	広ぼう	
	東西	南北
203.84k m <sup>2</sup>	17.5km	25.1km

### 景観計画区域





## 第 1 章 栗山町の景観資源の特性と課題

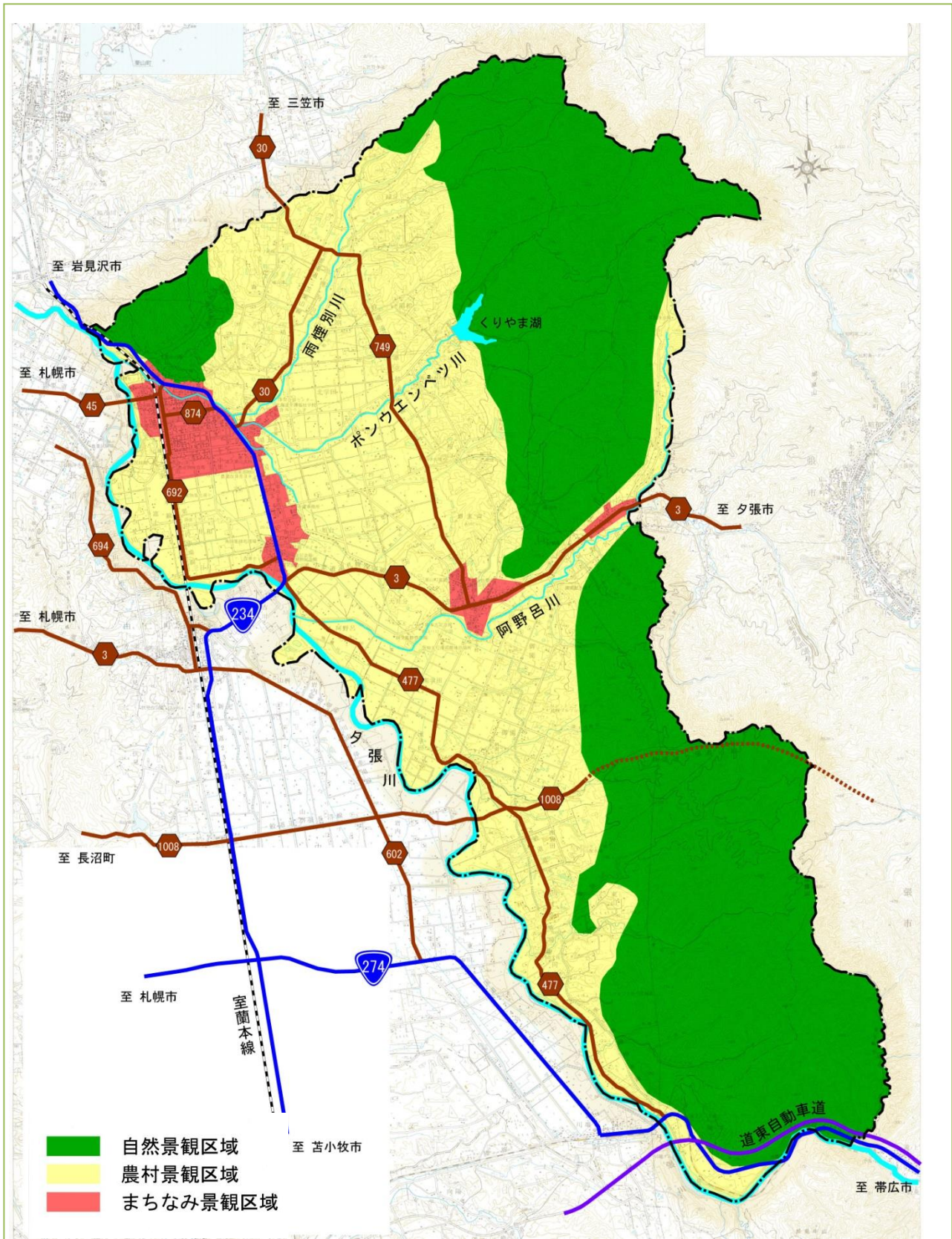
### 1 栗山町の景観資源

#### (1) 栗山町の景観骨格

栗山町の景観は、クッタリ山系と夕張山系につづく緩やかな丘陵地帯の森林を中心とした「自然景観区域」、丘陵地帯と夕張川に挟まれた平野部に広がる「農村景観区域」、JR 栗山駅を中心に形成された栗山市街地や角田、継立、日出地区とまちなみを形成する「まちなみ景観区域」の3つのまとまりに区分され、これらをつなぐ夕張川の本流、支流、国道や道道といった幹線道路、鉄道が景観の軸となっています。

景観骨格		特 徴	
景観的まとまり	自然景観区域		市街地北側の御大師山をはじめ、町域の東側のなだらかに連なる山間地域には、水と緑の豊かな森林景観が広がり、栗山町の景観の背景として重要な要素となっています。
	農村景観区域		山間地域すそ野の丘陵地から夕張川流域にかけた平野部には四季折々に彩りを変える田畑が広がり、点在する集落や住宅、屋敷林がアクセントとなって美しい田園景観を形成し、栗山町で最も重要な景観要素となっています。
	まちなみ景観区域		周囲の自然景観や農村景観に溶け込むように栗山、角田、継立、日出の市街地や集落が形成されています。特に栗山の市街地では「栗山町の顔」にふさわしいまちなみづくりが町民の主体的な取り組みのもとに行われています。
景観の軸	夕張川の本流、支流		町域の西側を南から北へと流れる夕張川とこれに注ぐ支流の河川(雨煙別川、ポンウエンベツ川、阿野呂川等)は、水と緑のうらおいある景観を創出する重要な景観の軸となっています。
	幹線道路		緩やかなカーブを描きながら続く幹線道路は、市街地～農村地域～山間地域と次々と変化し、連続する景観を楽しむことができる栗山町の魅力を伝える重要な視点場の軸となっています。
	鉄道		町域の西部を南北に JR 室蘭本線が縦貫しています。その車窓からは遠く自然景観を背景に、まちなみ景観、農村景観の移り変わる景色を楽しむことができ、栗山町の魅力を伝える視点場として重要な軸となっています。





■ 栗山町の景観骨格



※ 自然景観区域、農村景観区域、まちなみ景観区域の境界は、都市計画マスタープランをはじめ、町の土地利用の方針の変更によって変わる場合もあります。

## (2) 栗山町の景観資源

景観的まとまりや景観軸を骨格としながら、以下に示すような景観資源が栗山町の魅力を高めています。栗山町の景観資源を、1. 自然景観、2. 農村景観、3. まちなみ景観の3つの景観と、4. 関連するまちづくり活動などに分けて整理します。

1. 自然景観	代表的な景観資源・取り組み			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・御大師山（ファールルの森）</li> <li>・夕張川(白鳥、水鳥の飛来)</li> <li>・竜仙峡</li> <li>・くりやま湖(栗山ダム、水鳥の飛来)</li> </ul>			
				<p>御大師山                      水鳥の飛来(夕張川)                      竜仙峡                      くりやま湖(栗山ダム)</p>

2. 農村景観	代表的な景観資源・取り組み			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平野部、丘陵地の水田・畑作風景と連なる山並み</li> <li>・文化屋根<sup>※1</sup>建物、農家住宅屋敷林のたたずまい</li> <li>・大井分の白樺防風林</li> <li>・不動の滝</li> <li>・歴史的建造物(旧雨煙別小学校、100年を超える阿野呂民家など)</li> <li>・御園神社の桜</li> <li>・氷河期に形成された河岸段丘<sup>※2</sup>に広がった農地</li> </ul>			
				<p>水田と山並み                      ジャガイモ畑                      文化屋根の建物                      大井分の白樺防風林</p>
				<p>不動の滝                      雨煙別小学校 コカ・コーラ環境ハウス                      御園神社の桜                      河岸段丘の小麦畑</p>

※1文化屋根：傾きが2段階で2階が広く使える屋根の形式(マンサード・ギャンブレル屋根)のことを総称して北海道で言われていた。  
 ※2河岸段丘：河川に沿った階段状の地形で、氷河時代から現在までの気候変化(寒冷化や温暖化)に伴う河床の上昇や低下によってつくられました。平坦な部分を段丘面、急崖部分を段丘崖といいます。

### 3. まちなみ景観

- ・栗山市街地
- ・角田、継立、日出地区

#### 代表的な景観資源・取り組み

- ・開拓記念公園
- ・栗山公園
- ・夕張川河畔広場
- ・歴史的建造物(泉記念館、小林酒造酒蔵)
- ・レンガ通り



開拓記念公園



栗山公園



夕張川河畔広場



泉記念館



小林酒造酒蔵群



角田地区



継立地区



日出地区

### 4. 関連活動、

#### 意識啓発事業

など

#### 代表的な景観資源・取り組み

- ・新町通、長沼通の街路整備計画
- ・農の景観作物普及モデル助成事業、栗山里山美しモデル事業、栗山町景観緑肥モデル事業
- ・ハサンベツ里山づくり
- ・栗の木プロジェクトの取り組み
- ・エコビレッジ湯地の丘分譲地
- ・花いっぱい運動・全町一斉清掃
- ・栗の樹ファーム



新町通のまちなみ整備イメージ



景観作物普及モデル助成事業  
(サルビア)



景観緑肥モデル事業  
(キカラシ)



ハサンベツの里山づくり



栗の木プロジェクト



エコビレッジ湯地の丘



花いっぱい運動



栗の樹ファーム

## 2 栗山町の景観特性と課題

### (1) 自然景観

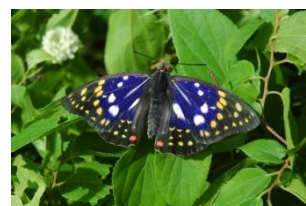
栗山町の自然景観は、国蝶オオムラサキの生息する御大師山をはじめ、クッタリ山系、夕張山系へとなだらかに連なる丘陵、山間地が町域の北側から東側にかけて町全体を囲むように森林地帯を形成し、緑豊かな森林景観を形成しています。

町の西側には河畔林に覆われ多様な水生生物の生息する母なる川、夕張川が悠大に流れ、上流部の竜仙峡は美しい溪谷美を堪能できる秋の紅葉スポットとなっています。

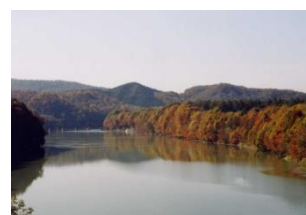
ポンウエンベツ川上流の山間部には栗山ダムの造成によって形成されたくりやま湖があり、夕張川と共に渡り鳥が翼を休める中継拠点となっています。

森林は、夕張川支流の雨煙別川、ポンウエンベツ川、阿野呂川などの水源地ともなり、豊かな森の養分をたくさん含んだ土壌はこれらの河川によって運ばれ、栗山町の肥沃な大地をつくりだす源となっています。

夕張市へと向かう道道3号札幌夕張線の沿線からは、緑の深い豊かな森林景観を堪能できる一方、脇道に入ると不法投棄物やポイ捨てゴミなどが見られるなど、周囲の自然環境と調和した沿道景観の形成が課題となっています。



国蝶オオムラサキ



秋の竜仙峡

### (2) 農村景観

遠く山並みの自然景観を背景に、山間部のすそ野となっている鳩山、湯地、緑丘、昭和、桜山、御園、東山の丘陵地には畑が、さらに氷河時代に夕張川に沿って発達した河岸段丘\*の段丘面の平野部には水田を中心としたのどかな田園景観が広がっています。

播種から収穫などの耕作の風景や、小麦、水稻、ユリ、ジャガイモなどの四季折々に農作物が作り出す変化に富んだ彩りある田畑の風景など、農業の営みそのものが栗山町の代表的な景観資源となっています。

道道749号鳩山継立停車場線や道道477号滝下由仁停車場線などの沿道からは、このような田園の景観が延々と続き、腰折れの文化屋根建物や農家住宅周りの屋敷林、防風林等がアクセントとなって里山的な農村景観を楽しむことができます。

また農村部には、木々の静寂の中で清流が流れ落ちる不動の滝、木造校舎を再利用した趣のある雨煙別小学校 コカ・コーラ環境ハウス(旧雨煙別小学校)、100年を超える阿野呂の農家住宅など歴史のある建物など栗山町独特の景観資源も数多く存在します。

一方、同一敷地内で住宅と倉庫などの色彩が不統一な集落の存在や、空き家、廃屋などの増加、耕作放棄地、通信鉄塔の存在など農村景観を阻害する要因も見られ、その対策が課題となっており、一次産業を基幹産業とする栗山町の付加価値を高められる農村景観の形成が求められます。



桜山の丘陵地



河岸段丘に広がる水田

### (3) まちなみ景観

栗山町の市街地等まちなみは、栗山市街地、角田、継立、日出地区に区分されます。

栗山市街地の景観は、御大師山を背景とした自然豊かな栗山公園一带の景観や、歴史ある小林酒造の酒蔵群の佇まいとこれに隣接する夕張河畔公園が景観スポットになっています。また、駅を中心とした商店街ではまちづくり協定に基づくまちなみ整備が行われているとともに、市街地においては町民参加による手づくりレンガで整備されたレンガ通りなど、栗山町の中心地区にふさわしいまちなみづくりが行われています。

栗山市街地と工業団地を挟んで連なる角田地区には、開拓記念公園、開拓記念館、泉記念館などの栗山町の開拓の歴史に思いを馳せることのできる環境が整い、継立地区や日出地区は、周囲の農村景観に調和したまちなみ形成がなされています。

これらのまちなみにおいては、空き地、空き店舗の発生や、廃屋の増加などが目立ってきており、遠方の自然景観、農村景観の眺めを阻害する通信鉄塔の存在と新たな鉄塔整備の懸念などが課題となっており、自然景観や農村景観との調和、さらには栗山町の歴史の記憶を活かした魅力的なまちなみ景観の形成が求められます。



栗山市街地のまちなみ



角田地区のまちなみ



レンガ通り

### (4) 関連活動・意識啓発事業など

栗山町第5次総合計画では、「ふるさとは栗山です。」を合い言葉に町民が主役となって、人・自然・文化・産業のつながりで創るまちづくりをめざしています。

町民が主役となった取り組みとしては、「ハサンベツ地域における里山づくり」や「サケのもどって来る川づくり」など自然再生の取り組みが活発に行われています。

まちなかを舞台とした取り組みとしては、「花いっぱい運動」や「全町一斉清掃」など町民参加の環境美化活動を毎年実施してきています。

平成20年には御大師山に隣接する丘陵地に、自然と環境ととけ合う暮らしを実現できる「エコビレッジ湯地の丘」が分譲され、住み手がつくりあげていく新しいまちづくりが行われています。

また、すぐ近くには、プロ野球日本ハムファイターズ監督の栗山英樹さん手づくりの野球場「栗の樹ファーム」があり、天然芝の敷き詰められた美しい球場は、野球少年たちの聖地ともなっており、町民に愛されるふるさと栗山の景観資源となっています。

このような町民の活動、民間の活動が主体となった景観づくりにつながる取り組みをより一層強く推進し、ふるさと栗山の景観をまもり、ととのえ、つくり、はぐくむことが必要です。



ハサンベツの田植えの様子



サケの遡上調査



栗の樹ファーム

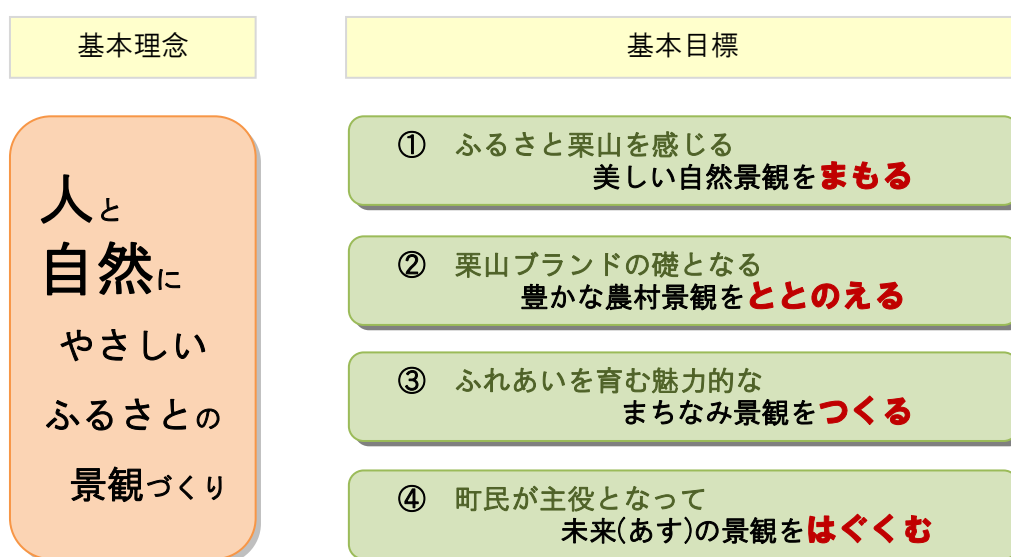
## 第 2 章 栗山町景観づくり形成に関する方針

～法第 8 条第 3 項関係～

### 1 基本的な考え方

栗山町第 5 次総合計画で掲げる 5 つの基本目標のうち、景観と関わりの深い生活・環境分野、都市基盤分野の目標は、それぞれ「人と自然にやさしいふるさとづくり」、「快適でやすらぐふるさとづくり」としています。

栗山らしい景観づくりを推進するため、『栗山町景観計画』の基本理念及び基本となる目標を次のように定めます。



#### (1) 基本理念

美しい山並み、四季折々の彩りの変化が美しい田園風景、人々の行き交う活気のあるまちなみ。

日々の暮らしの中で目にするこれらの姿は、先人のたゆまぬ努力によってまもり、つくられ、ととのえられてきた私たちのまち栗山町のふるさとの風景です。

人と自然にやさしいまちづくりを進めている栗山町が掲げる景観づくりの基本理念を、

**「人と自然にやさしいふるさとの景観づくり」**

とし、栗山町のふるさとの景観を、次代を担う子ども達の未来（あす）へと引き継いでいきます。



## (2) 基本目標

### 目標① ふるさと栗山を感じる美しい自然景観をまもる

ハサンベツから御大師山、クツタリ山系、夕張山系へと連なる森林景観や、夕張川やその支流の河川が形成する水辺景観は、ふるさと栗山を感じる大切な景観構成要素となっています。

この美しい自然景観をまもり、水と緑豊かな自然景観を次世代に引き継いでいきます。



ふるさとを感じる背景の山並み

### 目標② 栗山ブランドの礎となる豊かな農村景観をととのえる

一次産業を基幹産業とする栗山町にとって、その生産基盤となる農地を含む農村の環境・景観は、栗山町のイメージを大きく左右する最も重要な資源となります。

安全・安心な食料の供給や、食育、地産地消を推進する農業の生産基盤を確保しながら、栗山町のブランド力を高められる豊かな農村景観をととのえます。



平野部に広がる農地

### 目標③ ふれあいを育む魅力的なまちなみ景観をつくる

市街地や集落は、そこに暮らす人々にとっては暮らしの拠点となり、訪れる人にとってはその地域を印象づける極めて重要な場所となります。

町民・事業者・行政の協働により歴史や自然等の地域の特性を活かし、人と人のふれあいを育む魅力的なまちなみ景観をつくります。



栗山市街地のまちなみ

### 目標④ 町民が主役となって未来(あす)の景観をはぐくむ

景観は、そこに暮らす人々の暮らしぶりやなりわいが目に見える形となって現れるものであり、地域に暮らす人々のやさしさや思いやりの気持ちが自然とにじみだし、美しく心惹かれる景観が育まれます。

栗山町で暮らし、営みを持つ全ての町民、事業者、行政が一体となって、よりよい景観づくりに向けた意識の共有・情報の発信・協働の取り組みにより未来(あす)へとつながる景観をはぐくみます。



町民参加の花いっぱい運動



## 2 景観形成の基本方針・施策の基本方向

景観形成の基本となる目標を実現するため、景観形成の基本方針・施策の基本方向を定めます。

### 景観形成の基本方針

基本目標	景観形成の基本方針
ふるさと栗山を感じる 美しい自然景観をまもる	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 森林景観をまもり、いかす</li> <li>(2) 水辺の景観をまもり、いかす</li> <li>(3) 自然環境と調和した景観をまもる</li> <li>(4) 未立木地に森林をふやす</li> </ul>
栗山ブランドの礎となる 豊かな農村景観をととのえる	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 農業の営みがつくりだす農村景観をまもり、いかす</li> <li>(2) 農家集落の景観をととのえる</li> <li>(3) 景観形成林、防風林等をそだて、いかす</li> <li>(4) 景観阻害要素を排除し農村地帯の景観をととのえる</li> </ul>
ふれあいを育む魅力的な まちなみ景観をつくる	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) まちの顔にふさわしい商業地の景観をつくる</li> <li>(2) うるおいのある住宅地の景観をつくる</li> <li>(3) まちなかの河川、公園・緑地の景観をつくる</li> <li>(4) 歴史的景観をまもり、いかし、ひきつぐ</li> <li>(5) まちなみ景観を阻害する要因をとりぞく</li> </ul>
町民が主役となって 未来(あす)の景観をはぐくむ	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 景観を守り育む人材をそだて、ネットワークをひろめる</li> <li>(2) 町民とともに景観をつくる</li> <li>(3) ユニバーサルデザインによる景観をつくる</li> <li>(4) 道路沿道景観をまもり、つくり、いかす</li> <li>(5) 景観に優れた場所の情報をひろめる</li> <li>(6) 里山づくりを核とした町民の手による景観づくりをひろめる</li> </ul>

## (1) ふるさと栗山を感じる美しい自然景観をまもる

### 基本方針1 森林景観をまもり、いかす

- ・栗山町の緑豊かな景観を創出する重要な背景として、また北東限・南西限の動植物が混ざり合う貴重な森林資源として、公有林・民有林の森林景観をまもり、いかします。
- ・森林の持つ水源保持、温暖化防止などの公益的機能を学ぶ場を提供し、森林保全に向けた意識啓発活動を行います。



町内中学校生徒が春の植物を学ぶ

### 基本方針2 水辺の景観をまもり、いかす

- ・栗山町の水と緑のうるおいある変化に富んだ景観を創出する重要な景観要素として、また森から川へ、川から海へと無限の生き物の命をつなぎ育む貴重な自然循環資源として、河川・湖・池などの水辺の景観をまもり、いかします。
- ・河川的环境整備にあたっては、周辺の自然景観と調和するように配慮するとともに、夕張川流域の貴重な財産である石狩川水系地域の生態系に配慮した自然再生への取り組みを推進します。



夕張川

### 基本方針3 自然環境と調和した景観をまもる

- ・自然環境の豊かな地域で建物等を建てる場合は、周辺の自然景観・環境を損なわないよう調和に配慮した建築計画となるよう、誘導します。



自然と調和した建物

### 基本方針4 未立木地に森林をふやす

- ・優良材生産を目指した森林施業の促進とともに豊かな森林景観を創出するため、未立木地の適切な森林再生を図り次世代へと継承していきます。



カラマツの植樹の様子

## (2) 栗山ブランドの礎となる豊かな農村景観をととのえる

### 基本方針1 農業の営みがつくりだす農村景観をまもり、いかす

- ・ 農業の生産性の向上を促進しながら、耕作地、畦、用水路、防風林などの農村景観資源の保全と質的向上を促進し、農業の営みそのものがつくりだす変化に富んだ美しい農村景観をまもり、いかします。



#### ① 農の景観作物普及モデル助成事業

- ・ 農地等へ作付する景観作物の普及研究等に対する支援を行い、その成果による農地及び周辺環境の保全並びに地域活性化を図ります。



キカラシ緑肥

#### ② 栗山里山美しモデル事業の推進

- ・ 田畑林地等に景観植物や景観緑肥を栽培し、里山をより美しくし景観のイメージアップを目指す支援事業（畦・法面・区画整理後の水田等への美化、景観緑肥、農業用水路・道路沿道の景観植物植付、景観林等の美化、景観阻害物除去等）を推進します。



円山の栗の試験圃場

#### ③ 栗山町景観緑肥モデル事業の推進

- ・ 地力を増進し作物の連作障害を防ぐため、キカラシやヒマワリなどの緑肥栽培の試験導入を支援し、農業生産と景観保全の相乗効果を図り、色彩豊かな農村景観を形成します。

#### ④ 耕作放棄地の再活用

- ・ 後継者不足などで耕作出来なくなった休耕地や耕作放棄地を新規就農対策により再活用し、農村景観の回復を図ります。

#### ⑤ 栗の木プロジェクトの推進

- ・ 国内最北の栗の産地化をめざし、ブランド栗の生産・加工・流通・販売の体制を確立するとともに、栗山町の“町木”でもある栗林の景観資源化を図ります。

## 基本方針2 農家集落の景観をととのえる

- ・ 自然環境や周辺の農地との調和に配慮し、農家住宅の屋敷林の保全や周辺環境の整備を促進し、農家集落の景観をととのえます。



農家住宅の屋敷林

## 基本方針3 景観形成林、防風林等をととのえる

- ・ 栗山町は、近隣の町に比べ比較的風が穏やかなため、空知地域でよく見られる防風林はそれほど多くないものの、一部には白樺並木やヒバ並木などの良好な景観形成林、防風林が見られることから、これらの優れたものについて、維持・保全していくよう地域に要請をしていきます。



大井分の白樺防風林

## 基本方針4 景観阻害要因を排除し農村地帯の景観をととのえる

- ・ 老朽化した廃屋など、良好な農村地帯の景観に不釣り合いな要因を排除するため、景観阻害要素マップを作製し、当事者への通知・要請などを行うと共に、景観阻害要素の適正な改善に向けたルールづくりを行い農村地帯の景観をととのえます。
- ・ 離農などにより老朽化した廃屋等については、所有者に対し適切な対応を促します。



ジャガイモ畑

### (3) ふれあいを育む魅力的なまちなみ景観をつくる

#### 基本方針1 まちの顔にふさわしい商業地の景観をつくる

- ・栗山市街地で進められている栗夢ロード地区、ご縁通り地区、ふれあい回廊地区のまちなみづくりの他、新町通り地区、角田地区、継立地区、日出地区など各地区の周辺環境、景観資源、特徴に合わせた市街地の景観づくりを推進します。

##### ① 新町通り地区のまちなみ整備の推進

- ・新町通り地区は、栗山市街地への札幌方面からの入り口となる地域であることから、隣接する小林酒造群の立地するふれあい回廊地区とのつながりに配慮しながら、古き良き時代のまちなみの記憶を活かし、栗山町の玄関口にふさわしいまちなみ景観づくりを町民、事業者、行政とが一体となって力強く推進していきます。

##### ② 駅前通りのまちなみ景観づくり

- ・駅前通りの栗夢ロード地区、ご縁通り地区は、栗山町の顔となるメインストリートとして、「“出会い” “ふれ合い” “彩り豊かな” 栗山の街なみづくり」をまちなみ整備のコンセプトに花と緑の彩り豊かなまちなみ景観づくりを行ってきています。また、全町的にも花いっぱい運動などをきっかけとして、町内会単位での花壇整備などを推進し、花を増やす活動が行われています。今後とも花と緑の彩り豊かなまちなみ景観づくりを推進していきます。

##### ③ うるおいのある景観形成

- ・イルミネーションやキャンドル等のまちなかにうるおいを生み出す取り組みを促進し、うるおいのある景観づくりを行います。また、公共施設においても可能な所については環境に配慮しながらうるおいと温かみのある景観づくりを行います。



駅前通りのまちなみ



夏至祭の夜景

#### 基本方針2 うるおいのある住宅地の景観をつくる

- ・低層住宅の多い栗山町では、住宅地における庭づくりが各家庭において積極的に行われています。住宅地周辺の環境美化や周辺環境と調和した庭づくりを促進し、緑豊かで潤いのある美しい住宅地景観の形成に努めます。



住宅団地の花畑

① 花と緑のうるおいのあるまちなみづくり

- ・花いっぱい運動などをきっかけとした町内会単位の花壇整備を推進し、花と緑のうるおいのあるまちなみづくりを行うとともに、町民の主体的なオープンガーデンの取り組みを促進します。

② うるおいのある景観形成

- ・住宅地におけるイルミネーションによる飾りつけ等を促進し、うるおいのある景観づくりを行います。また、住宅地の公共施設においても可能な所については景観に配慮しながらイルミネーションの飾りつけを検討し、うるおいと温かみのある景観づくりを行います。

**基本方針3 まちなかの河川、公園・緑地の景観をつくる**

- ・河川や公園・緑地は、まちなみにうるおいをもたらす貴重な景観資源となることから、公共施設の管理運営の中で積極的に景観の向上に努めていきます。



夕張川河畔広場

① 河川環境の保全と景観づくり

- ・夕張川流域会議※の取り組みに協賛するとともに協力体制を整え、夕張川の環境、生態系の維持・保全に努めるとともに、河川愛護事業を継続・促進し、河川環境・景観の保全に努めます。

② 公園の維持・保全と景観づくり

- ・公園長寿命化計画を策定し、町内の公園の維持・保全を図り、うるおいのあるまちなか形成に努めます。

※夕張川流域会議：夕張川のあるべき姿や川と地域の将来像について、流域の自治体、住民、河川管理者が意見交換をする会議。

**基本方針4 歴史的景観をまもり、いかし、ひきつぐ**

- ・栗山町の歴史的な景観を形成する建築物、構築物、樹木等の歴史資源を保全するとともに、周辺環境美化整備を行い、次世代に引き継いでいきます。



小林酒造の酒蔵

**基本方針5 まちなみ景観を阻害する要因をとりのぞく**

- ・老朽化した廃屋は、倒壊等の危険性を有するほか、良好なまちなみ景観の形成を阻害することから、景観阻害要素マップを作製し、当事者への通知・要請などを行うと共に、景観阻害要素の適正な改善に向けたルールづくりを行い良好なまちなみ景観づくりを進めます。
- ・老朽化した廃屋等については、所有者に対し適切な対応を促します。



老朽廃屋



解体後

## (4) 町民が主役となって未来(あす)の景観をはぐくむ

### 基本方針1 景観を守り育む人材をそだて、ネットワークをひろめる

- ・あすの栗山町の景観を守り育む子供たちや住民等に向けて、学校、地域での参考となる景観ガイドラインの作成や景観促進プログラムの推進を図り、景観を守り育む人材を育てるとともに景観づくりに取り組むネットワークをひろめます。
- ・景観づくりの取り組みに際しては、景観アドバイザーを委嘱し、有識者からの専門的な指導・助言を受け、より良好な景観づくりを推進します。



町内小学生による田植え

#### ① 景観づくりに係る組織等の創設

- ・栗山町の景観づくりに係る各種施策に対し、住民の立場から意見・提言を行う委員会等を組織し、美しいまちづくりの担い手となる人材育成を推進します。

### 基本方針2 町民とともに景観をつくる

- ・花いっぱい運動、全町一斉清掃などを始めとし、景観の維持・保全から形成へとつながる町民参加、町民主体の景観づくり事業を促進します。
- ・新たな景観づくり事業の開拓に努め、町民の主体的な景観づくりの取り組みに対する支援策等について検討します。



花いっぱい運動

### 基本方針3 ユニバーサルデザインによる景観をつくる

- ・老若男女の差異、国籍、障害・能力の如何を問わず、誰もが利用しやすいというユニバーサルデザインの考え方に基づいた景観づくりを促進します。



景観配慮型の点字ブロック

基本方針4 道路沿道景観をまもり、つくり、いかす

- ・良好な沿道景観を有する場所は、その保全を図るとともに、まちのイメージ発信の場としても活用していきます。
- ・また、道路沿道の不快な印象を与える景観阻害要因については、その改善に努め、良好な沿道景観を形成します。



公園通

① 幹線道路の景観整備

- ・関係機関との協議・調整を図り、周辺の景観に配慮した道路整備を進めるとともに、良好な景観の眺望スポットにおいては景観の視点場としての環境整備を図り、良好な景観をまもり、つくり、いかします。

② 町が管理する道路の景観整備

- ・町道の整備は、良好な道路景観を創出するため周辺の景観に配慮した計画・設計を行い、町道の管理に関しては、町民の協力による道路愛護事業の活用など積極的な環境美化活動による景観向上に努めます。
- ・交通結節点など栗山町の入り口となる箇所においては、デザインサインや花壇等の環境整備など栗山町のイメージを向上させる景観演出に努めます。

③ 幹線道路沿道の屋外広告物規制誘導

- ・多くの人が行き交う幹線道路沿道の良好な景観形成を推進するため、景観を阻害する屋外広告物等の適正な規制誘導を図り、周辺環境・景観と調和した道路沿道景観の形成に努めます。

④ 不法投棄の防止

- ・清掃美化活動など町民、事業者、行政が一体となってゴミを捨てられない環境づくりに努め、町内の道路沿道における不法投棄及びポイ捨てを防止し、よりよい景観づくりに努めます。



### 基本方針5 景観に優れた場所の情報をひろめる

- ・栗山町の四季折々の美しい景観の情報や、あまり知られていない景観のビューポイントなどを町広報・ホームページ等を通じ発信します。

#### ① 隠れた景観資源の発掘

- ・御園地区高台から見る田畑を照らす夕やけや、冬の寒い朝にしか見られない夕張川の樹氷など、町民に知られていない隠れた景観資源を発掘するため、「お宝景観発掘コンテスト（仮称）」などの写真コンテストを実施します。

#### ② 景観と環境に配慮した栗山スタイルの暮らしの提案

- ・平成 20 年、豊かな自然に囲まれた高台の地に「エコビレッジ湯地の丘」が誕生しました。環境づくりガイドラインを設け、自然環境に配慮した建築の仕様、敷地内の緑化など、住み手がルールを守り景観と環境に配慮しながら暮らす新しい暮らしの提案を行っています。このような「エコビレッジ湯地の丘」を始めとし、景観と環境に配慮した栗山スタイルの暮らしの提案を推進していきます。



旭台の朝日



夕張川河畔広場

### 基本方針6 里山づくりを核とした町民の手による景観づくりをひろめる

- ・昭和 60 年、国蝶オオムラサキが御大師山で発見されたのをきっかけに、町民の中に自然の復元と再生の気運が盛り上がり、ハサンベツ川を中心とした地区の離農跡地で、平成 13 年より「春の小川」や「菜の花畑」、「赤とんぼ」や「ほたる」といった日本の原風景を思わせる童謡にちなんだ里山再生のプロジェクト「ハサンベツ里山づくり 20 年計画」が町民の手づくりによって進められています。今後とも里山づくりを核に町民の手による景観づくりを支援し、次代を担う子ども達に豊かな自然と共生する里山の風景を引き継いでいきます。



### 3 重点区域の景観形成方針

#### (1) 景観計画重点地区

景観計画区域のうち、景観づくりを推進する上で重要な、次の基準に該当する区域を「景観計画重点地区」として指定します。

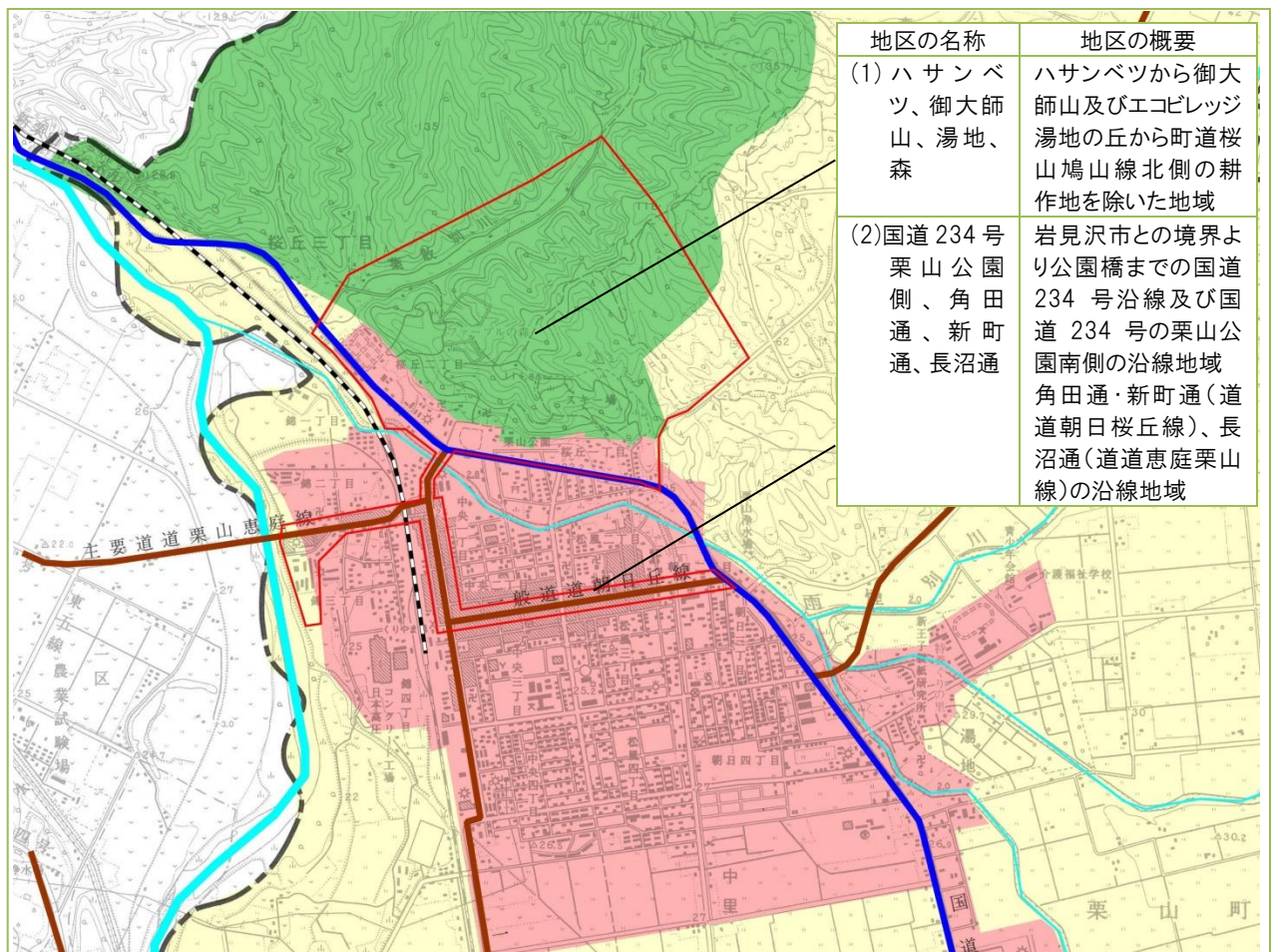
- 地域を活性化する計画の拠点として、良好な景観を形成する必要がある区域
- 観光の振興（交流人口の拡大）や交流の促進のため、良好な景観を形成する必要がある区域
- 自然景観の保全・改善の緊急性のため、良好な景観を形成する必要がある区域



小林酒造の酒蔵群が建ち並ぶ錦地区

次の区域については栗山町の景観形成を図る上で特に重要であり、景観形成の基本理念と基本目標のもと、地域住民や関係機関の意見を聞きながら、区域の範囲及び良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項などを定めた後、景観計画重点地区に指定していきます。

また、この区域の他にも特徴ある景観を有し、地域住民が積極的に景観づくりに取り組もうとする区域においては、景観計画重点地区に追加していくものとします。

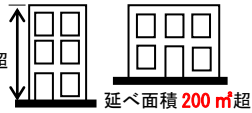
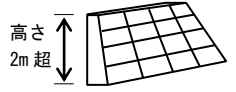
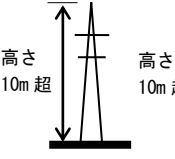
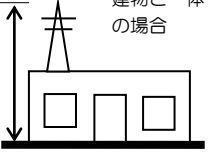
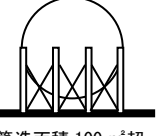
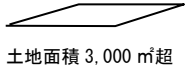



## 第 3 章 良好な景観形成のための必要な事項

### 1 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項～法第 8 条第 2 項第 2 号関係～

#### (1) 届出の対象となる行為 ～法第 16 条第 1 項関係～

栗山町全域において、次に定める行為を届出対象の行為とします。

種別	届出対象行為	規 模
建築物	新築、増築、改築、移転	延べ面積 <b>200 m<sup>2</sup></b> 又は 高さ 10m を超えるもの 
	外観を変更する修繕、模様替え又は色彩の変更	上記の規模を超える建築物で外観の 2 分の 1 を超えるもの
工作物	柵、塀、擁壁その他これらに類する工作物 (特定公共施設、鉄道事業法(昭和 61 年法律第 92 号)第 8 条第 1 項に規定する鉄道施設の用に供するものを除く。)	高さ 2m を超えるもの 
	・鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物 (特定公共施設、鉄道事業法第 8 条第 1 項に規定する鉄道施設又は電気供給のための電線路及び有線電気通信のための線路の支持物を除く。)	築造面積 100 m <sup>2</sup> 又は高さ 10m (建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から当該工作物の上端までの高さが 10m) を超えるもの 
	・煙突、排気塔その他これらに類する工作物 ・物見塔、装飾塔その他これらに類する工作物 ・彫像、記念碑その他これらに類する工作物 ・観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設 ・自動車車庫の用に供する立体的な施設 ・アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類する製造施設 ・石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものの貯蔵又は処理の用に供する施設 ・汚物処理場、ごみ焼却場、産業廃棄物処理施設その他これらに類する処理施設の用途に供する工作物 ・高架水槽その他これらに類する工作物 ・その他町長が指定するもの	高さ 10m 超 高さ 10m 超 建物と一体の場合  築造面積 100 m <sup>2</sup> 超 
	<b>太陽光発電設備その他これらに類する工作物</b>	<b>築造面積 1,000 m<sup>2</sup> 又は高さ 5m を超えるもの</b>
	外観を変更する修繕、模様替え又は色彩の変更	上記の種類及び規模の工作物で外観の 2 分の 1 を超えるもの
開発行為	・都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)に規定する開発行為	当該行為に係る土地の面積が 3,000 m <sup>2</sup> を超えるもの 
その他	・土地の形質の変更(都市計画法に規定する開発行為を除く)	当該行為に係る土地の面積が 3,000 m <sup>2</sup> を超えるもの 土地面積 3,000 m <sup>2</sup> 超
	・屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積(雪、農業の用に供する有機物資源(堆肥)の堆積を除く)	堆積物の高さ 3m かつ面積 1,000 m <sup>2</sup> を超え、堆積期間が 30 日以上のもの 高さ 3m 超 堆積面積 1,000 m <sup>2</sup> 超 
届け出る必要のない行為	・上記の規模に満たない行為 ・通常の管理行為、非常災害のための応急措置として行う行為など ・景観づくりに支障を及ぼすおそれがないと町長が認める行為	

**(2) 景観形成基準** ～法第8条第4項第2号の規定に基づき定める基準～

良好な景観の形成のための行為の基準は、次のとおりとします。

対象行為	項目	基準
建築物	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲の景観から突出しないよう、機能上やむを得ない場合を除いて※13m（20m）以下とする。</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>【自然景観・農村景観区域】</p> <p>高さ 13m 以下</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>【まちなみ景観区域】</p> <p>高さ 20m 以下</p> </div> </div>
	形態・意匠・色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲と調和する形状とするよう努める。</li> <li>・外壁・屋根は周囲と調和する目立たない色彩とする。【別表1による】 （各立面においてアクセントとして概ね2割の範囲内で用いる色彩はこの限りではない）</li> <li>・多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、色彩相互の調和及びバランスに配慮する。</li> <li>・同一敷地内に複数の建築物が存在する場合は、建物相互の色彩の調和に努める。</li> <li>・オイルタンクや室外機・屋上設備等など、建築物に付属する設備等は可能な限り目立たない位置へ設置し、又は目隠しをする等の工夫を行う。</li> </ul> <div style="text-align: right;"> </div>
	配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺景観との調和と良好な展望に配慮した位置・配置とする。</li> </ul>
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の樹木を適切に保全するとともに、農村部では新たに樹木を植栽するなど修景及び緑化に努める。</li> </ul>
工作物	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観から突出しないよう、機能上やむを得ない場合を除いて※13m（20m）以下とする。</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>【自然景観・農村景観区域】</p> <p>高さ 13m 以下</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>【まちなみ景観区域】</p> <p>高さ 20m 以下</p> </div> </div>
	形態・意匠・色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物本体とのデザインの調和を図る。</li> <li>・擁壁などについては、威圧感を軽減するよう、形状、素材感の工夫、壁面の緑化、前面の植栽など修景措置を行う。</li> <li>・立体の施設は、外周部に樹木を植栽するなど修景措置を行う。</li> <li>・工作物の表面は周囲と調和する目立たない色彩とする。【別表1による】 （各立面においてアクセントとして概ね2割の範囲内で用いる色彩はこの限りではない）</li> <li>・多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、色彩相互の調和及びバランスに配慮する。</li> </ul> <div style="text-align: right;"> </div>
	配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路その他の公共の場所からの見え方に配慮する。</li> <li>・やむを得ず高さが※13m（20m）を超えるときは、できる限り目立たない位置に配置する。</li> </ul>
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の樹木を適切に保全するとともに、新たに樹木を植栽するなど、緑化に努める。</li> </ul>
開発行為	形状・緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・できる限り自然の地形を活かすよう配慮し、道路その他の公共の場所から見える箇所では、のり面・擁壁などの配置はできるだけ避ける。</li> </ul>
その他	土地の形質変更 （都市計画法に規定する開発行為を除く）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・切り土・盛土によって生じるのり面は、可能な限り土羽（突き固める）によるものとし、やむを得ず擁壁を設置する場合は、必要最小限に留めるとともに、仕上げの工夫または前面の植栽などによる修景措置を行う。</li> <li>・既存の樹木を適切に保全するとともに、新たに樹木を植栽するなど、緑化に努める。</li> </ul>
	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外における物の堆積は道路その他の公共の場から容易に見える箇所での堆積は避ける。</li> <li>・やむを得ず堆積する場合は、周囲からの見え方に配慮し、出来る限り低い高さに抑えけるとともに、外周部に樹木を植栽するなど修景を行う。ただし、その都度町と協議すること。</li> </ul> <div style="text-align: right;"> </div>

※（ ）の外の数字は、自然景観区域、農村景観区域、中の数字は、まちなみ景観区域の基準値



## 2 景観重要建造物・景観重要樹木の指定に関する事項

～法第8条第2項第3号関係～

### (1) 景観重要建造物の指定方針

町民などに親しまれている景観上重要な建造物で、道路その他の公共の場から誰もが容易に見ることができ、次の基準のいずれかに該当する建造物について、所有者の合意を得たうえで、「景観重要建造物」として指定します。

- 地域のシンボリックな存在として、周辺地域の良好な景観形成を先導している重要な建造物
- 歴史的又は建築的価値をもち、地域の景観を特徴づける外観を有している建造物
- 登録有形文化財、栗山町文化財（有形文化財）等である建造物



小林酒造レンガ倉庫

### (2) 景観重要樹木の指定方針

町民などに親しまれている景観上重要な樹木で、道路などの公共の場から誰もが容易に見ることができ、次の基準のいずれかに該当する樹木について、所有者の合意を得たうえで、「景観重要樹木」として指定します。

- 樹高や樹形などの外観上の特徴を有し、地域のシンボリックな存在として景観形成に重要なもの
- 地域の自然、歴史、文化、生活などからみて、地域の景観を特徴づける外観を有しているもの



阿野呂の一本木

## 3 屋外広告物の表示および屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

屋外広告物は、景観を構成する重要な要素である反面、無秩序かつ過剰な設置により、景観を阻害する要素にもなります。

そのことから、屋外広告物についても景観形成の基本目標及び方針に基づき、建築物とともに自然景観や地域の特性との調和を図り、良好な景観形成の取り組みが重要となっています。

栗山町においては、北海道が制定した「北海道屋外広告物条例」を適切に運用することを基本とし、良好な景観形成の誘導を図っていきます。

今後、栗山らしい良好な景観形成を推進する上で、地域の実情に合わせた細かなルールの設定が必要となる場合は、屋外広告物に対する栗山町独自のルールづくりについて検討を行っていきます。

## 4 公共施設の景観形成に関する事項

### (1) 公共施設の整備に関する基本的な考え方

道路、河川、公園、学校、公営住宅などの公共施設は、栗山町の景観の重要な位置を占めるとともに、地域のシンボルとなるものであり、本計画に基づき良好な景観形成の先導的な役割を果たす必要があります。

そのため、公共施設の整備に当たっては、周辺の景観やまちなみ、歴史的、文化的景観との調和を図り良好な景観形成の推進を図ります。

また、良好な景観形成を効果的に進めるために必要がある場合は、国や北海道など関係機関に対しても協力を求めるものとします。



駅とロータリー

### (2) 景観重要公共施設の基本的な考え方

地域の景観の核として町民に親しまれている道路・河川・公園など、栗山町の景観形成上重要な役割を果たしている公共施設について、国、北海道、町など関係機関と協議のうえ、景観法に基づく「景観重要公共施設」として位置づけ、それらの整備方針を定め、積極的に推進していくものとします。



公園通り

## 5 景観農業振興地域整備計画の策定に関する方針

栗山町の農村景観は、恵まれた自然と豊かな大地のもとで、気候風土に適した形で農業が営まれ、北海道特有の個性ある美しい景観がつくられてきました。

このような中、安全・安心で信頼される食糧の供給と食育を進め、地産地消などによる地域農業の促進と、農産物への理解を深めるため「第3期栗山農業ルネッサンス（栗山町農業振興計画）」が策定されています。

さらには、豊かな農業生産を目指して生み出された農村景観を魅力的なものに高めるため、景観植物や景観緑肥栽培をする「農の景観作物普及モデル助成事業」、「栗山里山美しモデル事業」と「栗山町景観緑肥モデル事業」の実施をしています。

今後も農地を活用した景観づくりへの機運を高め、制度の活用や取り組み事例の紹介などを行い、必要があれば「景観農業振興地域整備計画」の策定を検討していきます。



## 6 景観協定の活用

「景観協定」は景観行政団体に対し、住民やNPO法人等が景観づくりに関する自主的な約束事を定め、協定を結ぶものです。

この「景観協定」では、建築物などの景観に関するハード面のルールだけでなく、家の前や店先に花を飾るなど、ソフト面を含めた幅広い取り決めを行うことができます。

町民の自発的な活動による「景観協定」の制度活用を積極的に支援し、良好な景観づくりを促進します。

栗山町まちなみ景観づくり要綱に基づくまちづくり協定

- ・ご縁通り地区まちづくりルール
- ・栗夢ロード地区まちづくりルール
- ・ふれあい回廊地区まちづくりルール



ご縁通り地区



栗夢ロード地区

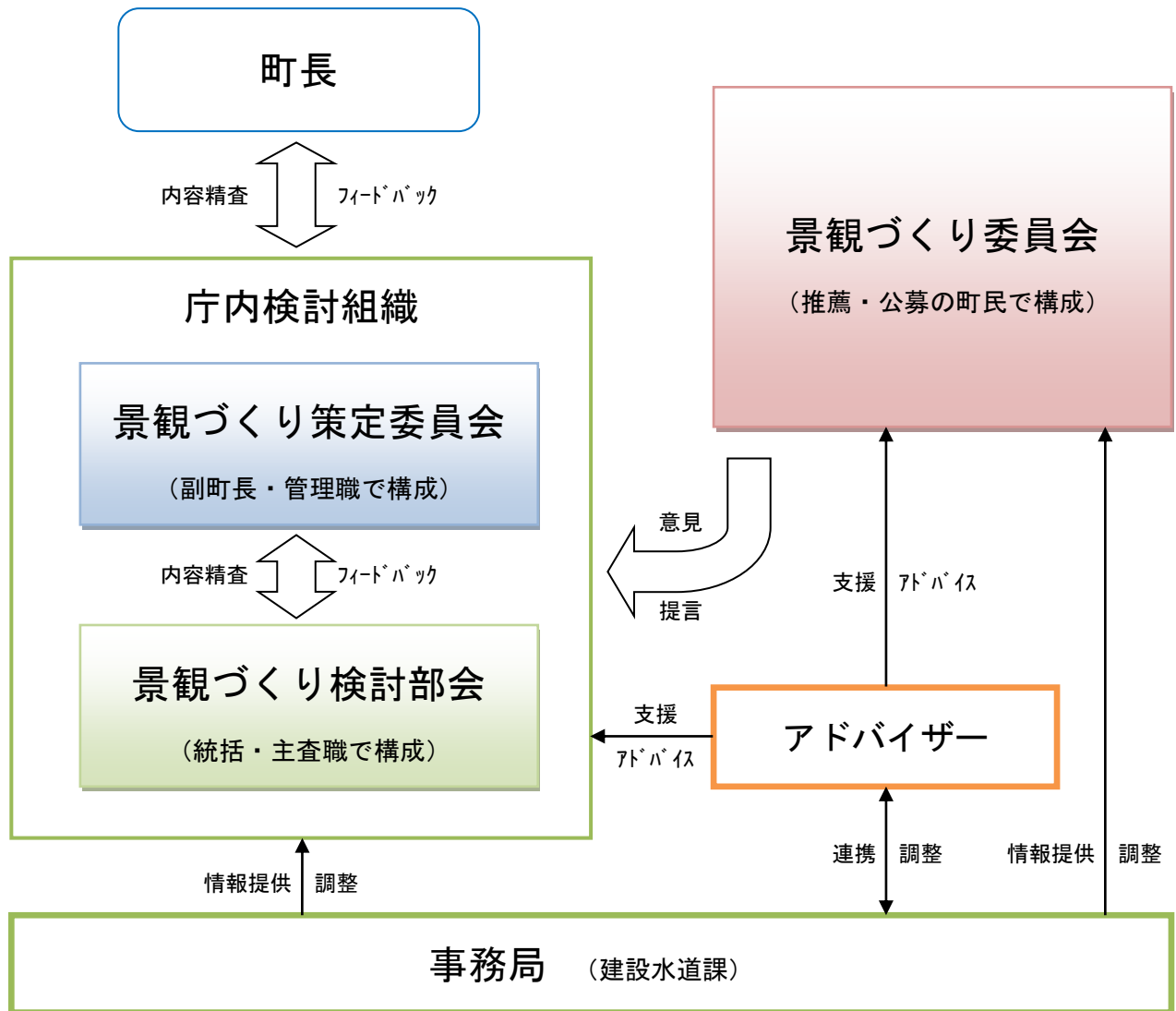


## 参考資料

- 1 計画策定の体制と経緯
- 2 景観法に基づく行為の届出の流れ

## 1 計画策定の体制と経緯

### (1) 計画策定の体制



策定委員会：施策の素案を検討し、景観計画、景観条例、景観条例規則を策定する。

検討部会：景観づくりに対する提言を受け、分析、検討を行い、施策の素案を策定する。

委員会：景観について調査、検討を行い、景観づくりに対する意見、提言を行う。

## (2) 計画策定の経緯

年度	月	会議	検討内容等
平成22年度	9月17日	第1回委員会	委嘱状交付、景観づくり委員会の役割、景観づくり研修、スケジュール
	11月15日	第2回委員会	先進地視察（東川町）
	2月9日	第3回委員会	先進地（東川町）視察の報告、景観法を活かした景観まちづくり（景観法の概要）
平成23年度	5月27日	第4回委員会	栗山町の景観資源と課題の確認
	7月7日	第1回策定委員会 検討部会	景観法を活かした景観まちづくり（景観法の概要）
	7月28日	第5回委員会	栗山町の景観ウォッチング（車移動）
	9月5日	第2回検討部会	景観計画策定に向けての取り組みについての研修、栗山町の景観資源・景観の地域分布
	10月4日	第6回委員会	栗山町の景観評価、景観づくりの基本的な考え方の整理
	11月11日	第3回検討部会	計画の範囲、景観づくりの形成に関する方針体系
	11月17日	第2回策定委員会	計画の範囲、景観づくりの形成に関する方針体系
	12月5日	第7回委員会	計画の範囲、景観づくりの形成に関する方針体系
	12月22日	第4回検討部会	景観計画区域、景観資源の特性と課題、基本理念、基本目標、基本方針の検討
	1月25日	第8回委員会	景観計画区域、景観資源の特性と課題、基本理念、基本目標、基本方針の検討
	2月27日	第5回検討部会	景観計画区域、景観資源の特性と課題、基本理念、基本目標、基本方針の検討
	3月1日	第9回委員会	行為の制限に関する事項の検討
	3月26日	第3回策定委員会	景観計画区域、景観資源の特性と課題、基本理念、基本目標、基本方針の検討
	3月28日	第6回検討部会	行為の制限に関する事項、景観重要建造物・樹木、その他選択事項の検討
平成24年度	4月17日	第10回委員会	行為の制限に関する事項、景観重要建造物・樹木、その他選択事項の検討
	5月18日	第4回策定委員会	行為の制限に関する事項、景観重要建造物・樹木、その他選択事項の検討
	5月31日	第7回検討部会	栗山町景観計画（素案）の検討
	6月21日	第11回委員会	栗山町景観計画（素案）の検討
	7月2日	第5回策定委員会	栗山町景観計画（素案）の検討
	7月24日	第8回検討部会	栗山町景観計画（原案）の検討
	8月6日	第12回委員会	栗山町景観計画（原案）の検討
9月3日	第6回策定委員会	栗山町景観計画（原案）の検討	

### (3) 策定組織

#### 景観づくり委員会

氏名	所属		備考
山崎 信治	松風	(有) 山崎建設	委員長
高橋 慎	松風	NPO法人 くりやま	副委員長
篠田 勝	杵臼	(株)きなうすファーム	
古野 善昭	中央	一級建築事務所 エフプラン	
池野 規晶	継立	(有) 池野建設	
村中 奈穂子	松風	(有) 西岡建設	
牧野 明美	松風	栗山商工会議所	
松本 良美	中央	松本印章印刷	
高橋 和則	中央	たかはしダリア	
土井 猛	中央	国耕産業(有)	100人委員会委員長推薦
藤田 敦子	角田		100人委員会委員長推薦

#### 景観づくり策定委員会

氏名	役職	備考
岩田 美春	副町長	委員長
山本 信二	総務課長	
佐々木 学	経営企画課長	
近藤 光弘	住民福祉課長	平成 22・23 年度 教育委員会教育次長
住友 茂	環境生活課長	
花田 正博	くりやまブランド推進室長	
坂口 昇一	産業振興課長	
鈴木 利一	農業委員会事務局長	
水上 州洋	教育委員会教育次長	平成 22・23 年度 住民福祉課長

#### 景観づくり検討部会

氏名	役職	備考
宮本 孝之	総務課総務G統括	
藤沢 祐之	経営企画課地域政策G統括	平成 22・23 年度
篠田 孝義		平成 24 年度より現職
青山 郁子	住民福祉課福祉・子育てG統括	
岩淵 一	環境生活課生活安全G統括	
桑島 克典	くりやまブランド推進室統括	
福田 伸明	産業振興課参与	
上野 政則	農業委員会事務局参与	
吉川 道也	教育委員会社会教育G統括	

#### アドバイザー

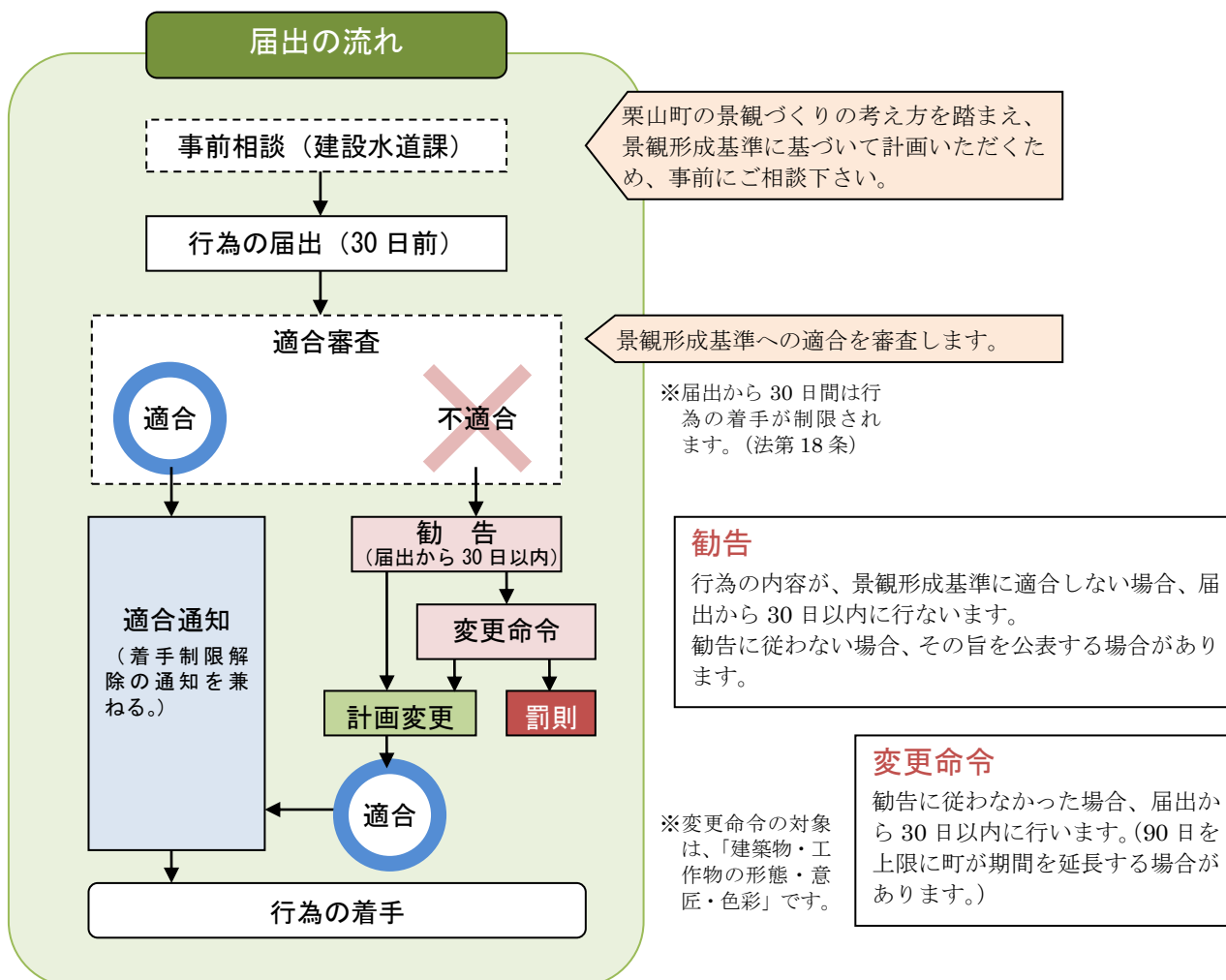
氏名	役職	備考
濱田 暁生	(株)シー・アイ・エス計画研究所 代表取締役会長	
嶋田 健一	(株)シー・アイ・エス計画研究所 主任研究員	

#### 事務局

氏名	役職	備考
片山 伸治	建設水道課長	平成 23 年度より現職
今 政樹	建設水道課主幹	
西田 達也	建設水道課技術G統括	
平田 法雄	建設水道課技術G主査	
向中野 宏樹	建設水道課技術G技師	
柴田 真嗣	建設水道課技術G技師	
鴨野 良治	建設水道課技術G嘱託	平成 22 年度建設水道課長

## 2 景観法に基づく行為の届出の流れ

届出の対象となる行為を行う場合は、景観法に基づき着手の30日前までに届出が必要です。



### 罰則 (景観法)

- 届出をしなかった場合又は虚偽の届出をした場合、30万円以下の罰金に処せられることがあります。【法102条】
- 変更命令に従わなかった場合、50万円以下の罰金に処せられることがあります。【法101条】